

事 務 連 絡
令和3年3月23日

一般社団法人建設電気技術協会 殿

国土交通省 大臣官房 技術調査課
電気通信室 企画専門官

緊急事態宣言解除後の1都3県における催物の開催制限、
施設の使用制限等に係る留意事項等について

令和3年3月18日に開催された第58回新型コロナウイルス感染症対策本部における緊急事態宣言の解除と基本的対処方針の改定を受け、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長から、催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について別添のとおり事務連絡がまいりました。

つきましては、貴会におかれては、催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について、貴会会員企業等に対し広く周知していただくようお願いいたします。

別添 緊急事態宣言解除後の1都3県における催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について

(令和3年3月22日付大臣官房危機管理官事務連絡)